

【別添1】（素材生産業者の例）

分別管理、GHG 関連情報管理等及び書類管理方針書（例）

〇〇 事業者
令和 年 月 日作成

本方針書は、三重県木材組合連合会が制定した「発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範（平成24年9月24日）」を受け、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであると証明された木材の供給に当たって必要となる分別管理の方針を定めたものである。また、併せてGHG 関連情報の収集・管理・伝達（以下、「GHG 関連情報の管理等」という）の方針を定めたものである。

（適用範囲）

本方針書は、当社が伐採する原木の取り扱いに当たって適用する。

（分別管理・GHG 関連情報管理等責任者）

- ・ 分別管理、GHG 関連情報の管理等を適切に行うため、〇〇〇〇（氏名）を分別管理、GHG 関連情報管理等責任者として定める。
- ・ 分別管理、GHG 関連情報管理等責任者は、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの適切な分別管理、GHG 関連情報の管理等及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

（分別管理の実施）

- ・ 森林所有者から伐採を請け負った場合は、森林所有者から提出された伐採届け等の写しにより、間伐材等由来の木材又は一般木材を生産できる森林であるかを確認する。
- ・ 森林所有者から立木を買い受けて伐採を行う場合は、当社が森林法で義務づけられている伐採手続きを行い、間伐材等由来の木材又は一般木材に区分して伐採搬出する。
- ・ 伐採した木材については、間伐材等由来の木材又は一般木材に分別管理する。
- ・ 間伐材等由来の木材又は一般木材の出荷に当たっては、伐採届け等の写しを添えた証明書を作成し、原木市場等の出荷先に交付する。

(GHG 関連情報の管理等の実施)

- ・出荷する木質バイオマスにかかる GHG 関連情報等を整理し書面（電子媒体も可）により伝達する。（由来証明と同時に伝達することを原則とする）。
- ・出荷にかかる GHG 関連情報の管理簿を備え付けるとともに、関係書類を5年間保存する。

(書類管理)

- ・分別管理、GHG 関連情報管理等責任者は、間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマス及びそれ以外の木材それぞれに係る原木取扱量を実績報告（GHG 関連情報を伴うものの数量を含む。）として取りまとめる。
- ・間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷及び在庫に関する情報（GHG 関連情報を伴うものの数量を含む。）が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。
- ・証明書、納品書及び管理簿等の関係書類は、5年間整理保管する。

以上

<注>丸太の分別管理場所を自社で所有していない場合は、次の文書を「分別管理の実施」に追記する。

「間伐材等由来の木材を生産できる森林及び一般木材を生産できる森林からの伐採木の管理に当たっては、保管場所は特定できないが伐採林地内等に土場を確保し、間伐材等由来の木材と一般木材が混在しないように分別管理する。」